

令和3年度東京都防犯設備運用経費補助金交付要綱

2 都安総都第816号

令和3年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、地域団体が設置・管理する防犯カメラの運用に係る経費を補助することで、地域の防犯力向上に取り組む地域団体を都が支援し、もって都内における安全で安心なまちの実現に寄与するための東京都防犯設備運用経費補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「地域団体」とは、町会、自治会、PTA、商店街等、その他一定の区域の住民が組織する又は参加する団体であつて、「東京都地域における見守り活動支援事業補助金」又は「東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金」（以下両者をあわせて「防犯設備整備補助金」という。）の交付を受けて設置された防犯カメラを管理する団体をいう。
- (2) 「防犯カメラ」とは、専ら犯罪又は事故の防止を目的として、不特定多数の者が往来する場所の撮影等のために設置された一連の機器又は装置の総称をいう。
- (3) 「電気料金」とは、防犯カメラを運用するための電力の受給に要する経費をいう。
- (4) 「使用料」とは、地域団体が防犯カメラの設置に必要な場所を使用、賃借する際に生じる、その所有者や権利者に対して支払う経費をいう。
- (5) 「区市町村」とは、補助事業者（規則第2条第3項で定める「補助事業者等」をいう。以下同じ。）として、この要綱の規定に基づき地域団体に補助を行う区市町村をいう。
- (6) 「間接補助金」とは、区市町村がこの補助金をその財源の一部として地域団体に交付する補助金をいう。

(補助対象事業)

第4条 この補助金は、地域団体が防犯活動の一環として行う防犯カメラの運用に関する取組に対し、区市町村が補助金を支出する事業のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「防犯設備運用事業」という。）に対し、予算の範囲内において区市町村に交付する。なお、交付決定前に実施されたものも対象とする。

- (1) 防犯設備整備補助金の交付を受けて設置した防犯カメラに関する事業であること。
- (2) 当該地域団体において、設置の際に受けた補助金の条件である防犯に関する活動に引き続き取り組んでいること。
- (3) 令和4年3月31日までに完了できる事業であること。
- (4) 令和2年度東京都防犯設備運用経費補助金交付要綱における補助金の交付を受けていない事業であること。

(補助対象経費等)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助金に係る限度額は、別表のとおりとする。なお、補助対象経費は、事業実施において地域団体が支出する経費のうち、知事が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものとし、以下に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 領収証書等の発行に係る経費
- (2) この補助金以外の補助金の給付を受けるための算定対象となる経費
- (3) この補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかなもの

(交付申請)

第6条 区市町村は、この補助金の交付を受けようとするときは、別途定める申請期間内に、補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類等を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 事業の執行に当たっては、公正かつ透明に行われるようにしなければならない。
- (2) 運用する防犯カメラを撤去した場合は、速やかにその旨知事に報告すること。

(間接補助金に付すべき条件)

第8条 区市町村は、地域団体に間接補助金を交付するときは、前条に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、「知事」とあるのは「区市町村長」と読み替えるものとする。

(交付決定)

第9条 知事は、第6条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 知事は、前項の交付決定を行ったときは交付決定通知書（別記第2号様式）、不交付決定を行ったときには不交付決定通知書（別記第3号様式）により区市町村に通知する。
- 3 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 4 補助金交付申請書が到達した日から、当該申請に係る第1項による決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

(事業の内容変更等)

第10条 区市町村は、前条の交付決定額を上回る内容を実施する場合、事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ内容等変更承認申請書（別記第4号様式）を、必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 区市町村は、第9条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、速やかにその旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第 12 条 区市町村は、別途定める補助対象期間が終了した時又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了した時は、必要な書類等を添えて、速やかに事業実績報告書（別記第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の規定による事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告の内容がこの補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（別記第 6 号様式）により区市町村に通知するものとする。

(補助金の支払等)

第 14 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 区市町村は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（別記第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 15 条 知事は、区市町村又は地域団体が次のいずれかに該当する場合は、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。
- (4) 正当な理由がないにもかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までに事業を完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったとき。

(補助金の返還)

第 16 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に区市町村に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第 17 条 区市町村は、事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

(検査)

第 18 条 区市町村は、知事が東京都職員をして事業の運営及び経理等の状況について検査さ

せた場合、又は事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 19 条 第 15 条の規定によりこの補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第 16 条の規定により当該補助金の返還を命じたときは、知事は、区市町村が当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合のその後の期間においては既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を区市町村に納付させなければならない。

2 当該補助金の返還を命じた場合において、区市町村が定められた納期日までに当該補助金を納付しなかったときは、知事は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 20 条 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 21 条 第 19 条第 2 項の規定により知事が延滞金の納付を命じた場合において、区市町村に返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第 22 条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の区市町村の措置については、知事が指示するところによる。

(区市町村の事務処理)

第 23 条 区市町村は、間接補助金に係る事務処理にあたり、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 間接補助金に係る補助要綱等を整備すること。
- (2) 事業の完了後に行う審査業務において、適正な処理を行うよう努めるとともに、その内容について疑義があるときは速やかに知事に協議すること。
- (3) 地域団体に対し、東京都の補助金を財源とする事業であることを明示し、周知を図ること。

(文書等の様式)

第 24 条 申請書、通知書及び報告書等の様式は、別記のとおり定める。

(その他)

第 25 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、実施細目で定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 補助対象経費等

対象経費	都補助率	都補助対象 経費限度額	補助対象期間
補助対象期間に支払期限又は振替予定日が到来する以下の経費を対象とする。 (1)「東京都地域における見守り活動支援事業補助金」の交付を受けて設置した防犯カメラに係る電気料金及び使用料 (2)「東京都防犯設備の整備に係る区市町村補助金」の交付を受けて設置した防犯カメラに係る電気料金及び使用料	(1) 2分の1以内 (2) 3分の1以内 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	「電気料金」について 1台あたり4,000円 「使用料」について 1台あたり3,000円	令和3年4月1日から令和4年3月31日又は令和3年1月1日から令和3年12月31日のいずれかとし、区市町村の申請に基づき、区市町村毎に知事が定める期間とする。